

～「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」(障害福祉サービス等分)のご案内～

● 感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要な経費を支援します

- 対象事業所：令和2年4月1日以降に感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するためにかかり増し経費が発生した施設・事業所
- 対象経費： 感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置などに要する経費
- 上限額： サービス毎に設定しています

● サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備を支援します

1. 相談支援事業所、在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

- 対象事業所：令和2年4月1日以降にサービス利用休止中の利用者へ利用再開のための支援を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所
- 上限額： 1利用者当たり **1,500円～2,500円**

2. 在宅サービス事業所における環境整備への助成

- 対象事業所：令和2年4月1日以降に感染防止のための環境整備を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所
- 上限額： **20万円**

● 職員の皆さまに慰労金を支給します

- 対象者： 対象期間に障害福祉サービス施設・事業所に通算10日以上勤務し、利用者と接する職員
- 一人当たりの支給額： **20万円** または **5万円**

※複数の事業所で勤務した場合は勤務日数を合算して計算します。

※事業所には、一部の地域生活支援事業(注)を実施する事業所も含まれます。

(注) 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

※対象期間：当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日または受入日(★)のいずれか早い日(岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4月16日)から6月30日までの間

★ チャーター便およびクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する電話 問い合わせ窓口 03-5253-1111 (内線7096、7097)
(受付時間は9:30～18:00 土日祝日を除く) (7月までを予定)

※受付開始日等、申請手続きの詳細は、都道府県にお問い合わせください。

